



老発0526第1号
平成23年5月26日

青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事
福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事
千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、新潟県知事、山梨県知事
長野県知事、静岡県知事、青森市長、盛岡市長、仙台市長、秋田市長
郡山市長、いわき市長、宇都宮市長、前橋市長、高崎市長、さいたま市長
川越市長、千葉市長、船橋市長、柏市長、横浜市長、川崎市長
相模原市長、横須賀市長、新潟市長、静岡市長、浜松市長

殿

厚生労働省老健局長

介護施設等復旧支援事業費等国庫補助の協議について

介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助については、「平成23年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助について」（平成23年5月26日厚生労働事務次官通知）の別紙「平成23年度介護施設等復旧支援事業費等国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により実施しているところであるが、今般、東日本大震災により被災した介護サービス等事業者の復旧支援及び非常用自家発電装置の計画的設置を円滑に実施するため、別紙1「介護事業所・施設等復旧支援事業費事務取扱要領」及び別紙2「介護施設等自家発電装置整備事業費事務取扱要領」を定めたので、了知の上、管内市町村及び民間事業者等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

介護事業所・施設等復旧支援事業費事務取扱要領

1 協議の対象事業

協議の対象となる事業は、交付要綱の4の(1)の「介護事業所・施設等復旧支援事業」(以下「本事業」という。)とする。

2 本事業の交付申請対象自治体等について

(1) 本事業の交付申請を行うことができる自治体については、交付要綱3の(2)に規定する被災地方公共団体としているが、具体的には次の表のとおりである。

県	指定都市・中核市
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県	盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市、宇都宮市、千葉市、船橋市

(2) 交付要綱3の(3)に規定する被災事業所等が設置される市町村について、具体的には次の表のとおりである。

県	市町村
青森県	八戸市、三沢市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町
岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、足利市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町
千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、八千代市、我孫子市、浦安市、印西市、富里市、香取市、山武市、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡多古町、同郡東庄町、山武郡九十九里町、同郡横芝光町
新潟県	十日町市、上越市、津南町
長野県	栄村

3 被災事業所等の確認について

交付要綱の3の(3)の被災事業所等(以下「被災事業所等」という。)の確認については、必ずしも、現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書、廃車証明書又は事業所に備え付けている備品台帳等を提出させる等、適切な方法により被災状況の把握に努めること。

4 本事業における「事業再開」について

本事業の補助対象経費については、交付要綱4の(1)において、「事業再開に要する経費」としているが、「事業再開」の考え方については次のとおりであるので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたいこと。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する廃止の届出後の新規の事業開始、法に規定する休止の届出後の再開に限らず、当該届出が行われない単なる休業後の再開も含まれるほか、東日本大震災により被災して以降、継続的に又は一時的に事業を縮小しながら被災地で介護サービス等を提供している事業者等の、当該被災に係る復旧も含まれること。
- (2) 被災した事業所等と同種のサービスを実施することを想定しており、訪問介護事業所を廃止し、通所介護事業所を新規に実施することは、事業再開とは考えられないこと。
- (3) 原則として、被災時に所在していた都道府県(当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市)内の同一地域であって、東日本大震災による災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)又は被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)が適用された市町村の区域で事業を実施することをもって、本事業にいう事業再開とし、この要件に合致する場合であれば、市町村をまたがる所在地移転をした場合も補助の対象となること。ただし、本事業は被災地の介護サービスの確保を目的としており、可能な限り、被災時に所在していた市町村内で事業再開をすることが望ましいと考えられること。
- (4) (3)に関わらず、被災地の実情に応じて、やむを得ない事情により、被災時に所在していた都道府県(当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市)をまたがる移転をした場合も、本事業にいう事業再開として差し支えないこと。なお、この場合、当該事業所等に対する補助は移転先の自治体が行うこととし、移転元と移転先の自治体間で連携を図ること。
- (5) 被災地の介護サービス確保の推進のためには、事業所の統廃合又は拠点の増加等の有効性が期待される場合もあることから、必ずしも被災事業所等の数と、事業再開した事業所の数とが一致する必要はないこと。なお、本事業の国庫補助額については、事業再開した事業所数ではなく、被災事業所等の数に交付要綱に定める基準額を乗じた額としていること。

5 対象経費の実支出額について

本事業の対象経費については交付要綱の5の(1)及び6の(1)に定めているところであるが、次の点にも留意すること。

- (1) 対象経費の実支出額については、法人等の補助事業者単位で計算を行うこと。
- (2) 実支出額については、平成23年3月11日以降の支出額を計上して差し支えないこと。
- (3) 本通知の3による確認事項を踏まえ、適切な経費を計上すること。
- (4) 原則として、本事業は被災前の現状復旧を基本としており、本通知の3により把握した被災状況を勘案するとともに、交付要綱の5の(1)の趣旨を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、備品購入については、被災地における介護サービスの確保に資するものであれば、必ずしも同型同種のものを購入する必要はないこと。
- (5) 事業所等の借上経費については、補助の対象としていないが、事業所等の借上のための初度経費として、礼金及び事務手数料は補助の対象としていること。

6 協議書類等について

本事業の交付申請については、交付要綱の8により、別に定める期日までに厚生労働大臣あて提出して行うものとしているが、事業の円滑な実施を図るため、次に定める期限までに厚生労働省老健局振興課長あて、次に定める協議書を事前に送付すること。なお、この協議に基づく内示については、平成23年8月末日までに、厚生労働省老健局振興課長より行うこととしていること。また、当該協議内容に変更があった際は、厚生労働省老健局振興課に適宜連絡を行うこと。

(1) 提出期限

第一次期限 平成23年6月30日(木) 必着

第二次期限 平成23年7月29日(金) 必着

(2) 協議書類

ア 別添1 介護事業所・施設等復旧支援事業所要見込額内訳書

イ 別添2 介護事業所・施設等復旧支援事業計画書

介護事業所・施設等復旧支援事業 所要見込額内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名)

(単位:円)

No.	設置主体名 (都道府県・市町村 ・民間事業者等)	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出予定額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	国庫補助 所要額 G
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合 計								

- (注1) E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
- (注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。
- (注3) G欄には、F欄と同額を記入すること。
- (注4) 本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

(別紙1関係)別添2-①

介護事業所・施設等復旧支援事業 事業計画書(総括表)

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

概要	
----	--

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		夜間対応型訪問介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		養護老人ホーム	
通所リハビリテーション事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		軽費老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		介護老人保健施設	
特定施設入居者生活介護事業所		介護療養型医療施設	
福祉用具貸与事業所		地域包括支援センター	
居宅介護支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考
		別添2-②のとおり	

※ 設置主体ごとに別添2-②を作成し添付すること。

介護事業所・施設等復旧支援事業 事業計画書(個票)

設置主体名	
-------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		夜間対応型訪問介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		養護老人ホーム	
通所リハビリテーション事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		軽費老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		介護老人保健施設	
特定施設入居者生活介護事業所		介護療養型医療施設	
福祉用具貸与事業所		地域包括支援センター	
居宅介護支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※1 設置主体ごとに作成した別添2-②の事業箇所数及び対象経費の合計が、別添2-①と一致すること。

※2 平成23年3月11日から平成23年3月31日までに支出した経費がある場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、積算内訳において明確に区分すること。

介護施設等自家発電装置整備事業費事務取扱要領

1 協議の対象事業

協議の対象となる事業は、交付要綱の4の(2)の「介護施設等自家発電装置整備事業」(以下「本事業」という。)とする。

2 本事業の交付申請対象自治体について

本事業の交付申請を行うことができる自治体については、交付要綱3の(5)に規定する被災地方公共団体としているが、具体的には次の表のとおりである。

県	指定都市・中核市
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川崎市、千葉市、船橋市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、静岡市、浜松市

3 自家発電装置整備対象施設等の確認について

交付要綱の3の(6)の自家発電装置整備対象施設等(以下「自家発電装置整備対象施設等」という。)の確認については、必ずしも、現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、施設が被災している場合の当該施設の事業実施状況、人工呼吸器等の機器を必要とする者の入所状況、既存の自家発電装置を含む非常用電源の保有状況等について、整備の必要性の把握に努めること。

4 本事業における「非常用自家発電装置の整備」について

本事業の補助対象経費については、交付要綱4の(2)において、「非常用自家発電装置の整備に要する経費」としているが、「非常用自家発電装置の整備」の考え方については次のとおりであるので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたいこと。

- (1) 本事業は計画停電等の際、人工呼吸器等の機器の稼働に必要な電力を確保することを想定しており、施設における通常電力の消費量を減らすことを目的として自家発電装置を設置することは、本事業にいう「非常用」とは考えられないこと。
- (2) 原則として、本事業において整備する自家発電装置により得られる電力は、人工呼吸器等の機器の稼働に必要十分な量とすること。しかしながら、必要十分な発電量を

満たした上で余剰電力が生じた場合においては、人工呼吸器等以外の機器の稼働に用いることを必ずしも妨げるものではない。ただし、その場合においても、「非常用」とは考えられない不要不急の機器の稼働等、事業外目的の使用とならないよう留意すること。

- (3) なお、計画停電等の際、当該施設が所在する近隣の事業所等において自家発電装置が未整備又は故障している等の理由から、緊急上の必要に応じそれらの事業所等に対し電力供給を行う場合にあっては、本事業の趣旨に照らし差し支えないこと。

5 対象経費の実支出額について

本事業の対象経費については交付要綱の5の(2)及び6の(2)に定めているところであるが、次の点にも留意すること。

- (1) 対象経費の実支出額については、法人等の補助事業者単位で計算を行うこと。
- (2) 実支出額については、平成23年3月11日以降の支出額を計上して差し支えないこと。
- (3) 本通知の3による確認事項を踏まえ、適切な経費を計上すること。
- (4) 原則として、本事業は介護施設等の電力確保を基本としており、本通知の3により把握した整備の必要性を勘案するとともに、交付要綱の5の(2)の趣旨を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、自家発電装置の購入については、人工呼吸器等の稼働に必要な電力確保が可能なものであれば、必ずしも同型同種のものを購入する必要はないこと。ただし、電源車及び車両のバッテリーの購入については、その用途が事業の趣旨の沿ったものであっても、本事業にいう「自家発電装置」とは認められないので、留意すること。

6 協議書類について

本事業の交付申請については、交付要綱の8により、別に定める期日までに厚生労働大臣あて提出して行うものとしているが、事業の円滑な実施を図るため、次に定める期限までに厚生労働省老健局老人保健課長あて、次に定める協議書を事前に送付すること。なお、この協議に基づく内示については、平成23年8月末日までに、厚生労働省老健局老人保健課長より行うこととしていること。また、当該協議内容に変更があった際は、厚生労働省老健局老人保健課に適宜連絡を行うこと。

(1) 提出期限

第一次期限 平成23年6月30日(木) 必着

第二次期限 平成23年7月29日(金) 必着

(2) 協議書類

ア 別添1 介護施設等自家発電装置整備事業所要見込額内訳書

イ 別添2 介護施設等自家発電装置整備事業計画書

介護施設等自家発電装置整備事業 所要見込額内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名)

(単位:円)

No.	設置主体名 (都道府県・市町村 ・民間事業者等)	総事業費 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出予定額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	地方公共団体 補助額 G	国庫補助 所要額 H
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
合 計									

(注1) E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を選定し、1/2を乗じて得た額を記入すること。

(注3) H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入すること。

(注4) 本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

(別紙2関係)別添2-①

介護施設等自家発電装置整備事業 事業計画書(総括表)

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

○ 介護施設等自家発電装置整備事業

概要	
----	--

事業種別	箇所数
介護老人保健施設	
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
その他	

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考
		別添2-②のとおり	

※ 設置主体ごとに別添2-②を作成し添付すること。

介護施設等自家発電装置整備事業 事業計画書(個票)

設置主体名	
-------	--

○ 介護施設等自家発電装置整備事業

事業種別	箇所数
介護老人保健施設	
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
その他	

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※1 設置主体ごとに作成した別添2-②の事業箇所数及び対象経費の合計が、別添2-①と一致すること。

※2 平成23年3月11日から平成23年3月31日までに支出した経費がある場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、積算内訳において明確に区分すること。